

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱
(学校を核とした地域力強化プラン)

20文科生第8117号
平成21年3月31日
文部科学大臣決定
最終改正令和3年3月25日

(通則)

第1条 学校を核とした地域力強化プランに係る学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、学校、家庭及び地域住民相互の連携・協働を推進するため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開する経費の一部を補助し、もって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに地域のコミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 文部科学大臣(以下「大臣」という。)は、別記の事業名の欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、別記の補助事業者の欄に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助事業に係る補助対象経費及び補助事業に係る補助金の額は、別記の補助対象経費、補助金の額の欄に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに様式1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 大臣は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を附することができるものとする。

3 交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、補助金交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに附した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 補助金の支払は、原則として第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(経費の効率的使用等)

第9条 補助事業者は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不适当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ様式3による申請書を大臣に提出し、

その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額の範囲内において、50万円又は補助対象経費の20%のいずれか高い額以内で増減する場合は除く。
 - (2) 別記の事業名欄に定める各事業のいずれかを中止又は廃止しようとするとき。
- 2 第6条の規定は、前項の場合について準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は様式4によるものとする。
- 3 大臣は、第1項を承認する場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附すことができるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは様式5による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式6による報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに様式7による状況報告書を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式8による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式9による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 大臣は、第11条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条第1項に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令、その他の法令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、大臣は補助事業者に対し、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業を他の者に実施させた場合には、その経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運

用を図らなければならない。

- 2 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。
- 3 大臣は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部または一部について補助事業者に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第 18 条 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定により、大臣が定める財産は、取得価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の財産及び効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 4 補助事業者は、間接補助事業者から財産処分の承認の申請を受けたときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 5 前条第 2 項の規定は第 3 項の承認をする場合において、前条第 3 項の規定は第 4 項の承認をする場合においてそれぞれ準用する。

(補助金の経理)

- 第 19 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、又は中止若しくは廃止の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助金調書)

- 第 20 条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 10 による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

- 第 21 条 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

- 第 22 条 大臣は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通知等」という。)について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(間接補助金交付の際附すべき条件)

- 第 23 条 補助事業者は、別記の 1 に掲げる間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 7 条から第 20 条まで(第 8 条を除く。)の規定に準ずる条件を附さなければならない。

(その他)

- 第 24 条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則(改正 令和元年 7 月 26 日)

この要綱は、令和元年 7 月 26 日から施行し、令和元年 7 月 26 日から適用する。なお、この要綱の適用前に補助金の交付の決定が行われた事業については、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

附 則(改正 令和 2 年 3 月 12 日)

この要綱は、令和 2 年 3 月 12 日から施行し、令和 2 年 3 月 2 日から適用する。なお、この要綱の適用前に補助金の交付の決定が行われた事業については、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

附 則（改正 令和 2 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行し、令和 2 年 3 月 31 日から適用する。なお、この要綱の適用前に補助金の交付の決定が行われた事業については、交付の決定が行われた時の要綱を適用する。

附 則（改正 令和 3 年 3 月 25 日）

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、別記については、令和 3 年度事業から適用し、令和 2 年度以前の事業については、なお、従前の例による。